

第 18 回独立行政法人農林漁業信用基金契約監視委員会 審議概要

1. 日 時 令和 8 年 5 月 18 日（月）14 時 00 分～16 時 25 分

2. 場 所 独立行政法人農林漁業信用基金 大会議室

3. 委員（◎は委員長）

◎武田 涼子 （シテューワ法律事務所 弁護士）

居関 剛一 （居関公認会計士事務所 公認会計士）

伊藤 勝 （伊藤勝税理士事務所 税理士）

前多 保豊 （独立行政法人農林漁業信用基金 監事）

斉藤 由理子（独立行政法人農林漁業信用基金 監事）

4. 議題

- （１）令和 7 年度独立行政法人農林漁業信用基金調達等合理化計画の自己評価（案）の点検について
- （２）令和 8 年度独立行政法人農林漁業信用基金調達等合理化計画（案）について

5. 資料

- （１）令和 7 年度の契約実績（総括表）
（参考 1）令和 7 年度の契約実績（内訳表）
- （２）令和 7 年度独立行政法人農林漁業信用基金調達等合理化計画に対する取組状況
- （３）令和 7 年度独立行政法人農林漁業信用基金調達等合理化計画に係る自己評価（案）
（参考 2）評価指標について
- （４）令和 8 年度独立行政法人農林漁業信用基金調達等合理化計画（案）
（参考 3）独立行政法人農林漁業信用基金調達等合理化計画（前年度対比表）

6. 委員長の選任

事務局より、委員長の選任を行う旨が示され、他の委員より武田委員を委員長とする提案がなされ、本提案が異議なく承認され、武田委員が委員長

に選任された。

7. 審議結果

上記4の議題（1）及び（2）について、事務局から資料1から資料4により説明し、本委員会にて了承された。

また、各委員からの質問等及びこれに対する事務局の回答は以下のとおり。

質問・意見	回答
① 「勤怠管理システム導入及び運用業務」の調達が1者応札となった理由は。また、22日間の公告期間は適切であったか。	基金の情報セキュリティ要件である ISMAP 認証を取得している企業が応札検討業者以外にはなく、また、保守業務を含む特殊な調達であったため参加申し込みが1者となった。 独立行政法人農林漁業信用基金契約事務取扱細則に基づく、その入札期日の前日から起算して14日前までの公告期間の基準を満たしていることと、応札しなかった業者へのアンケートを行った結果、公告期間が不十分であるといった意見はなかったことから、公告期間は適切であったと考える。
② 落札率が100%である「勤怠管理システム導入及び運用業務」と、落札率の低い「CMSの刷新及びホームページの運用・保守業務」（落札率27.3%）、「債券時価のモニタリングツール及び償還額の消込ツールの運用・保守業務一式」（落札率39.7%）について、落札率が異常値ではないか。また予定価格の設定は問題なかったか。	「勤怠管理システム導入及び運用業務」の予定価格設定については、複数の見積りが似通った数字であれば平均額を予定価格とするが、今回は見積金額が大幅に乖離していたことから、高い見積金額を予定価格とした。なお、本調達はシステムの調達のため予定価格の妥当性について情報統括責任者（CIO）補佐官のチェックを受けて決定したものである。今回は、当初1者応札で再公告をした案件で、求める品質を確保できる業者から提出された見積額と同額で入札され、落札率が100%となっ

	た。 「CMS の刷新及びホームページの運用・保守業務」については、予定価格が 1000 万円以上であり、落札率が 6 割以下であったため、低価格で入札した理由、入札価格の内訳、履行体制等について低入札価格調査を行った結果、問題はないと判断し契約した。 「債券時価のモニタリングツール及び償還額の消込ツールの運用・保守業務一式」については、予定価格が 1000 万円を下回っており、低入札価格調査の対象ではなかったが、企業努力によりコスト削減につながったものと考えている。 いずれの案件も、予定価格の妥当性について CIO 補佐官のチェックを受けて決定したものであり、問題なく稼働している状況である。
③ 「債券時価のモニタリングツール及び償還額の消込ツールの運用・保守業務一式について」について、令和 6 年度は、現行の保守業者以外の業者では、ツールの調査や解析等で費用が割高になるとの理由で随意契約としていたが、同じ案件にもかかわらず一般競争入札に移行した理由は何か。 また、「林業業務のマクロ等のツールに対する保守業務に係る契約変更」（随意契約）についても一般競争入札に移行することはできるのか。	「債券時価のモニタリングツール及び償還額の消込ツールの運用・保守業務一式」については、現行の保守業者から技術者の確保が困難となったため、契約満了をもって契約終了の旨が示され、最低価格落札方式の一般競争入札に移行したものの。 「林業業務のマクロ等のツールに対する保守業務に係る契約変更」については、現行保守業者以外の場合にはツールの再構築への作業が必要となり、金額が割高となるため随意契約としているが、業者からの金額等変更の要望があれば一般競争入札に移行することも検討していく。

④ 監査契約について、毎年の監査契約はどのように確認しているのか。また、物価上昇時の値上げ要請があった場合、その判断の方法について。	会計監査契約については、令和5年度に中期目標期間の5年間を前提として、あずさ監査法人と契約している。毎年、内部審査委員会で監査法人から提出された資料を基に、前年度の実績と翌年度の計画についてその内容を検証し、問題がなければ継続契約としている。値上げ要請があった場合は、国からも複数年契約については物価、人件費等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討を行うように要請があるため、内部審査委員会で金額変更について判断する。
⑤ 「愛宕グリーンヒルズ MORI タワー」における定期建物賃貸借契約について、定期建物賃貸借契約の延長を行った理由は何か。また、「契約上の守秘義務により、契約金額を計上していない。」とのことだが、守秘義務の理由は何か。	当基金は令和8年9月に現在の仮事務所から、再開発で建て替えられたビルへ事務所移転するが、再開発工事の遅延により移転時期がずれたため、賃貸借契約の延長が必要になった。 賃料の情報が外部に出ると、貸主の今後の賃料設定などに影響が出るため、守秘義務が設定されている。
⑥ 「令和7年度独立行政法人農林漁業信用基金調達等合理化計画に対する取組状況」の「(2) 1者応札・1者応募の改善の取組」の、「契約案件の特性に配慮しながら」について、令和7年度に特性に配慮した案件はあったか。	令和7年度は、勤怠管理システムの調達について、信用基金が求める履行品質を確保できる者が1者に限られていたため、「特性に配慮する案件」に該当する。
⑦ 1者応札の改善に向けた取り組み状況について、実際にどのような取組	令和7年度については大きな課題が見つからなかったため、新たな取

みを行ったか。	組みは行わなかった。今後、課題が見つかり次第、改善に向けての取り組みを行っていく。
⑧ 信用基金全体で様々な契約案件があると思うが、自動更新条項の付帯されている契約について管理しておかないと、契約審査委員会での審査漏れの案件が出るのではないか。	総務課において、定期的に自動更新手続について適切に対応できるよう担当部署あてにメールを送り促すとともに、進捗状況の確認を行うこととしている。
⑨ 令和８年度調達合理化計画（案）２．（２）について、従前は「仕様書の作成」と明記していた箇所が、今年度案では「入札においては」となっている理由は何か。	情報システム関係の機器等調達においては専門的知見を要するため、プロジェクト推進組織（PJMO）支援業者やCIO補佐官の助言を得ながら実施しており、その関与は仕様書作成のみにとどまらず、入札手続全般に及んでいる。 そのため、現状に即した表現とする観点から、従来の「仕様書の作成」という限定的な書きぶりではなく、助言を活用した取組全体としての表現に改めた。
⑩ 令和８年度調達合理化計画（案）３．（２）について、大きく文言が削減された理由は何か。	昨年までは、複数者の入札確保のため再公告を行い、結果１者応札・１者応募は「ゼロ」だった。しかしながら、令和６年度の主務省からの年度評価において、「再公告の必要性については、引き続き時間や労力を踏まえ柔軟に検討をしていく必要がある。」との指摘があったことから、入札案件の事前確認時に、複数者の応募・応札が見込まれる場合は、入札公告中の再公告の定めを削除し、柔軟な対応を行っていることから、「中断を指示する」等の文言

	を削除するに至った。
--	------------

(※) 当日資料の文言修正等は、委員長に一任していることから、修正したもので了承されたもの。

第 19 回独立行政法人農林漁業信用基金契約監視委員会 審議概要

1. 日時 令和 8 年 6 月 19 日（金）～令和 8 年 6 月 22 日（月）（書面開催）

2. 委員（◎は委員長）

- ◎武田 涼子 （シティューワ法律事務所 弁護士）
- 居関 剛一 （居関公認会計士事務所 公認会計士）
- 伊藤 勝 （伊藤勝税理士事務所 税理士）
- 前多 保豊 （独立行政法人農林漁業信用基金 監事）
- 斉藤 由理子（独立行政法人農林漁業信用基金 監事）

3. 議題

令和 8 年度独立行政法人農林漁業信用基金調達等合理化計画（案）の修正
について

4. 審議結果

上記 3 の議題について、本委員会にて異議なく了承された。